

まちかど演奏会出演者認定要領

株式会社くにつか

(令和 2 年 3 月 12 日変更)

(目的)

第 1 条 この要領は、株式会社くにつか（以下、「運営管理者」という。）が運営管理する「まちかど演奏会」出演者の健全な音楽活動の誘導を図り、地域の音楽文化の向上と地域活性化に寄与することを目的とします。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 出演者

「まちかど演奏会」で演奏活動等を行う運営管理者が認定した個人またはグループの総称。

(2) 認定

第 5 条で定めるルールを遵守することを誓約した「まちかど演奏会」の出演者であることを認定すること。

(出演者認定を行なう者)

第 3 条 出演者の認定は、運営管理者が行います。

(認定を受けた者以外の活動禁止)

第 4 条 「まちかど演奏会」で演奏活動等を行おうとする出演者は、運営管理者から認定書の交付を受けることとし、認定書を交付されていない者の「まちかど演奏会」での活動は禁止します。

(認定申請)

第 5 条 認定を受けようとするりよう出演者は、運営管理者へ所定の書式および関係書類を提出して申請するものとします。

(誓約事項)

第 6 条 認定を受けようとする出演者は、以下のルールを遵守することを誓約するものとします。

- ① 周辺の店舗・人家および一般通行人への騒音の影響が大きい、大音量を発生する楽器・機材を使用しないこと。

- ② 活動時間を守ること
演奏等の活動時間は別紙に定める。
- ③ 歩行者への配慮
演奏者は一般通行人や店舗利用者の邪魔にならないよう通路を確保すること、また、観客に対しても通行を妨げないなど協力を呼びかけること。
- ④ 原状回復と清掃の徹底
演奏等の終了後はチラシ等が散乱しないように清掃を行い、演奏場所周辺のゴミ拾いなどを行なうこと。
- ⑤ 運営管理者の許可なく販売行為をしないこと
「まちかど演奏会」は公共の場所であり、運営管理者の許可なく CD、チケット等を販売する行為を行ってはけません。
- ⑥ 目的外の利用をしない
「まちかど演奏会」は、演奏活動等を行う場所であり、運営管理者が不相当と認める活動を行った場合には、出演者の活動を制限します。
- ⑦ その他
演奏活動に伴う事故、紛争、損害等に関しては自己責任において解決すること。

（申請者の確認）

第 7 条 運営管理者は、認定申請を受けた際に申請内容確認のため、申請者本人であることを証明する身分証明書の提示を求めることができます。

（認定）

第 8 条 運営管理者は、第 5 条の申請を行った者で、第 6 条の各条項を厳守する誓約をした者を出演者として認定します。なお、以下の場合は認定を行わないものとします。

- ① 過去に認定を取り消されたことがある場合
- ② 申請書類記載事項が事実と異なる場合
- 2. 誓約書に署名しているものの、現に誓約事項を守って活動していないと認められる場合は、代表者に再度確認した上で、ルールを遵守していると認められる時点まで認定を保留します。

（認定書の交付等）

第 9 条 前条で認定を行った場合は、認定書を交付する。また、不認定の決定を行った場合は、不認定通知を行います。

（変更または廃止の届出）

第 10 条 認定書の交付後、記載事項に変更があった場合または出演者自体が解散または活動を廃止した場合は登録事項変更（廃止）届を提出するものとし、

（認定取消し）

第 11 条 誓約に違反した場合で、運営管理者の注意・指導に対しても改善が見られない者は認定を取り消すものとし、認定取消通知書を当該出演者（代表者）宛に送付します。

(1) 前項の事由で認定を取り消された出演者に対しては原則として再認定は行わないものとし、

（個人情報について）

第 12 条 認定申請書等に記載された氏名、住所、連絡先等の個人情報および提出資料については、個人情報保護法その他関連法令を遵守して運営管理者が適正に管理し、「まちかど演奏会」に関する資料の送付、連絡、その他本事業で必要と思われる場合にのみ使用します。

附則

この要領は平成 27 年 4 月 1 日より施行します。

附則（令和 2 年 3 月 12 日変更）

この要領は令和 2 年 3 月 12 日より施行します。

別紙)

(令和 2 年 3 月 12 日変更)

大正筋商店街・アスタくにづか地区「まちかど演奏会」

会場	開催時間	アンプ等の使用
大正筋商店街内 アスタくにづか 4 番館 108 区画 (メンズプラザ サノ跡地) 前	毎月第 1 日曜日 (1 日が日 曜日の場合、第 2 日曜日) 午後 2 時～午後 5 時 1 組の演奏時間 45 分。 (転換の時間を含む)	備え付けの PA (パワーアンプ) のみ使用を認め ます。 ただし、認定要領 第 6 条のとおり、 どのような形態 であっても大音 量を出すことは できません。

ピフレ新長田地区「まちかど演奏会」

会場	開催時間	アンプ等の使用
ピフレ新長田 2 階 202-E 区画 内	毎月第 3 土曜日 午後 1 時～午後 4 時 1 組の演奏時間 45 分。 (転換の時間を含む)	備え付けの PA (パワーアンプ) のみ使用を認め ます。 ただし、認定要領 第 6 条のとおり、 どのような形態 であっても大音 量を出すことは できません。

(予約のルールについて)

※認定書の交付を受けていない方は出演できません。

- (1) 認定書の交付後、運営管理者より原則 2 週間前までに出演依頼のご連絡をいたします。
- (2) 1 グループにつき 2 か月連続での出演はできません。
- (3) 備付の備品 (別紙備品リストをご参照ください。) 以外の音響機材につきましては、各自での搬入をお願いいたします。

(予約連絡先)

株式会社くにつか「まちかど演奏会」事務局

078-646-2070